

議案第115号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

今回の改正につきましては、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第52号)が今年6月に公布されたことにより行うものです。

2ページをお願いします。

こちらは改正法の概要となります。今回の条例改正は、この概要のうち、改正の趣旨の2項目めにあります「生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継」に基づき行うものです。

3ページをお願いします。

今般、改正法の公布により、生活衛生関係営業等の事業譲渡において、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となりました。これにより事業譲渡に伴う審査が不要となるため、大津市手数料条例の一部改正を行うものです。

4ページをお願いします。

大津市手数料条例第2条に規定する別表のうち、生活衛生関係営業等の譲受営業の項目を削除若しくは改正しようとするものです。

食品衛生法については、これまで「譲り受け営業」「継続営業」の申請区分を合わせて「譲り受け営業等」と表記し、審査手数料を設定していましたが、「譲り受け営業」に係る審査が不要となることから、「継続営業」のみの審査手数料を設定します。理容師法をはじめとする生活衛生営業についても、「譲り受け営業」について審査が不要となることから、これらに係る手数料の部分を削除します。旅館業法についても同様に「譲り受け営業」に係る手数料の部分を削除しますが、従来から営業の地位承継において、営業者の欠格事項等に係る審査手数料を設定してきましたので、地位承継となる譲受営業においてもこれを適用し、これに係る手数料を徴収します。

5 ページをお願いします。

施行期日につきましては、記載のとおりであり、経過措置として条例施行前に譲り受けたものにあつては、従前の例に基づいて対応いたします。

6ページから9ページまでは、改正前・後対照表により、改正内容を記載しております。御確認をお願いいたします。

以上、議案第115号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。